

東京都における住宅宿泊事業への対応経過について

対応方針（平成30年1月24日現在）

○対応地域：特別区・保健所設置市（八王子市・町田市）を除く市町村区域

○実施制限：法18条による、区域制限は実施しない

○条例制定：なし

○パブリックコメント：東京都版ガイドライン 30年1月下旬～2月上旬
・事前準備の指導、届出に関する指導、業務に関する指導、監督、
関係機関との連携、その他

○窓口：東京都産業労働局観光部振興課 住宅宿泊事業調整担当

<法定標識>

第六号様式（第十一号関係）

120センチメートル
80センチメートル
50センチメートル
50センチメートル
170センチメートル
54センチメートル
54センチメートル

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	第〇〇号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

〇〇 県知事

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

<簡素な標識>

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

【東京都届出済】
CERTIFIED

届出番号 (Number)	第〇〇号
緊急連絡先 (Contact number)	03-8765-4321